

旭川市立愛宕中学校

学校いじめ防止基本方針

～世界一の優しい学校を目指して～



平成26年4月
(令和7年4月改定)

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

本校では、これまでも「いじめは人として決して許されない行為」であり、「どの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである」との認識の下、全ての生徒がいじめを絶対に許さず、良好な人間関係の下、日々の学習や活動に意欲的に取り組むことができるよう、全教職員が一致協力して、「いじめのない、優しく、楽しい学校づくり」に最大限努めてきたところです。

いじめの問題は、人間関係のもつれ等に起因しているため、生徒や教職員、保護者等がより良い関係をどう築いていくかということを学校経営の基軸に据え、家庭や地域と連携し、学校を取り巻く全ての人の心が通い合う教育の充実を図ることが大切です。

そのため、本校においては、「いじめ防止対策推進法」に基づき、「いじめの防止等のための基本的な方針（以下「国の基本方針」という。）」等を参考に、いじめの防止等の対策を総合的かつ効果的に推進するための「学校いじめ防止基本方針」を策定するとともに、学校いじめ対策組織を設置し、いじめの防止に向けた取組の充実と適切で迅速な対応に努めます。

第1章 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

本市では、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）における基本理念を踏まえ、条例第3条において、いじめの防止等の対策に関する基本理念が次のとおり定められています。

- いじめの防止等のための対策は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であるとの認識の下、全ての児童生徒が安心して生活し、及び学ぶことができるようにし、並びに学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、他の児童生徒に対して行われるいじめを知りながら見て見ぬふりをせず、いじめの防止のために主体的に行動できるようにするため、児童生徒のいじめの問題に関する理解を深めることを旨として行われなければならない。
- いじめの防止等のための対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、保護者、市民等及び関係機関の連携の下、当該児童生徒が苦痛を感じている状況を積極的に捉え、速やかに対応するとともに、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

本校では、本基本理念を踏まえ、いじめは、全ての生徒に関係する問題としてとらえ、いじめの防止等の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われます。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、生徒が十分に理解できるようにする必要があります。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、教育委員会、学校、家庭、地域住民その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指します。

2 市立学校の責務等

本市においては、条例により、市立学校の責務が次のとおり定められています。

第5条 市立学校の責務

市立学校は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第22条に規定する組織を置くとともに、基本理念にのっとり、当該市立学校全体でいじめの防止等に取り組む責務を有する。

2 市立学校は、在籍する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、法第22条に規定する組織において、迅速かつ適切に対処する責務を有する。

3 市立学校は、市長が実施するいじめの防止等のための対策に協力するものとする。

本校は、学校いじめ対策組織を設置し、いじめ問題に対して、特定の教職員で抱え込まず組織的にいじめの防止に取り組めます。

また、いじめの発見又は通報を受けた場合は、学校いじめ対策組織において、直ちに情報を共有します。その後は当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行います。

加えて、市長がいじめの防止等のための対策を実施する際に、協力要請があった場合には、当該組織が中心となって、学校全体でその要請に応じます。

また、条例では、保護者の責務、児童生徒の心構え及び市民等の役割についても、次のとおり定められています。

第6条 保護者の責務

保護者は、その保護する児童生徒がいじめを行うことのないよう、当該児童生徒に対し、他の児童生徒に対する思いやりその他の倫理観を養うために必要な指導を行うよう努めるものとする。

- 2 保護者は、その保護する児童生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切に当該児童生徒をいじめから保護するとともに、学校、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。
- 3 保護者は、市及び学校が行ういじめの防止等のための対策に協力するよう努めるものとする。

第7条 児童生徒の心構え

児童生徒は、互いの人権を尊重し、他の児童生徒に対して思いやりを持って接するよう努めるものとする。

- 2 児童生徒は、いじめが、いじめを受けた児童生徒の尊厳を傷つける行為かつ重大な人権侵害であること及び他の児童生徒に対して決して行ってはならないことを理解し、いじめの防止に主体的に取り組むよう努めるものとする。
- 3 児童生徒は、いじめを受けたと思われるとき、又は他の児童生徒がいじめを受けているとき、若しくはいじめを受けていると思われるときは、速やかに、学校、保護者、市又は関係機関に相談するよう努めるものとする。

第8条 市民等の役割

市民等は、基本理念にのっとり、児童生徒に対する見守り、声かけ等を行うなど、児童生徒と触れ合う機会を大切にするよう努めるものとする。

- 2 市民等は、児童生徒がいじめを受けているとき、又はいじめを受けていると思われるときは、速やかに、市、学校又は関係機関に相談又は通報を行うよう努めるものとする。

3 いじめの理解

(1)いじめの定義

条例では、「いじめ」をはじめとする用語について定義されています。

「いじめ」については、法第2条における定義と同内容であり、いじめを受けた児童生徒の主観を重視した定義となっています。

第2条 定義

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) いじめ

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめを理解するに当たっては、次のことに留意します。

○個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、いじめを受けた生徒の立場に立つて行う。

○法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることがないように努める。例えば、いじめを受けた生徒の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定する生徒がいることが考えられる。このことから、いじめに当たるか否かの判断は表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた生徒や周辺状況等を踏まえ、法の定義に基づき判断し、対応する。

○インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、当該生徒が心身の苦痛を感じていない場合も、いじめと同様に対応する。

○生徒の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや多くの生徒が被害生徒としてだけでなく、加害生徒としても巻き込まれることや被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。

○けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして、けんかやふざけ合いを軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことがないように、ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。

○生徒が互いの違いを認め合い、支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、障害のある生徒等、学校として特別な配慮を必要とする生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめの内容

具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。

- 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 など

これらのいじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれます。

これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応することが必要です。

(3) いじめの要因

いじめの要因を考えるに当たっては、次の点に留意します。

- いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの児童生徒にも生じ得る。
- いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやしたてたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の構造等の問題により、いじめは行われ、潜在化したり深刻化したりする。
- いじめの衝動を発生させる原因としては、①心理的ストレス(過度のストレスを集団内の弱い者を攻撃することで解消しようとする)、②集団内の異質な者への嫌悪感情、③ねたみや嫉妬感情、④遊び感覚やふざけ意識、⑤金銭などを得たいという意識、⑥被害者となることへの回避感情などが挙げられる。
- 一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。
- 生徒の発達段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」、「性的マイノリティ」、「多様な背景を持つ児童生徒」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、多様性を認め互いに支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(4) いじめの解消

いじめが解消している状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、必要に応じ、いじめを受けた生徒といじめを行った生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの

被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめの解消に当たっては、次のことに留意します。

アの要件に関しては、

- 「相当の期間」とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等から更に長期の期間が必要であると判断する場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。
- 学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた生徒を守り通すとともに、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、いじめを止めさせ、必要な措置を講ずるとともに、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

また、イの要件に関しては、

- いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。
- いじめが解消に至るまでいじめを受けた生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分にあり得ることを踏まえ、いじめを受けた生徒及びいじめを行った生徒について、日常的に注意深く観察する。

(5) いじめの重大事態

重大事態とは、法第28条第1項により次のとおり規定されています。

ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき

イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

アの生命、心身又は財産に重大な被害については、

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 などが該当します。

イの相当の期間については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としますが、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に対応します。

第2章 学校が実施するいじめ防止等の取組

1 本校のいじめの実情及び令和7年度の目標（指標）

前年度実施したいじめアンケートや教育相談など日常生活から、42件の認知をした。その態様は「冷やかしからかい」「悪口や脅し文句」「嫌なことを言われる」「物を隠されたり、壊されたり、捨てられたりする」であり、これに対し組織的に対応し、解消に至っている。

「いじめはどんなことがあっても許されないと思う」と回答している生徒は全校生徒の96%だったことから、今年度は100%の生徒がいじめはどんなことがあっても許されないと答えるよう、すべての教育活動を通して取り組む。

また、「いやな思いをした時、誰にも相談しない」と答えた生徒は全校生徒の3%であった。このことから、本校の共感的人間関係の育成を重視した学級・学年経営が成果をあげていると考え、今年度も引き続きふれあいを重視し、たきめ細かい指導に努めるとともに、発達支持的生徒指導を基盤とした生徒指導をより充実させ、いじめを許さない自他を尊重する心の育成し、「世界一優しい学校」を合い言葉に目指していきたい。

2 生徒が主体となった取組の推進

学校は、いじめの芽はどの生徒にも生じ得ることを踏まえ、全ての生徒を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、生徒同士が主体的にいじめの問題について考え、議論することなどのいじめ防止に資する活動に取り組む。

○生徒会を中心に「いじめ根絶運動」を推進し、その活動の中でいじめの問題について生徒同士で話し合いを行ったり、いじめ根絶集会を開きます。また、学校いじめ基本方針（生徒版）を策定します。

○生徒会を中心とした取組を行う際に、全ての児童生徒が、いじめの防止の取組の意義を理解し、主体的に参加できるよう活動の工夫を図ります。

○生活学習A c t サミットで協議(昨年度はムービーライブラリーの動画)された内容等を小・中学校で連携して共有します。

3 いじめ防止対策のための組織の設置

（1）学校いじめ対策組織の構成

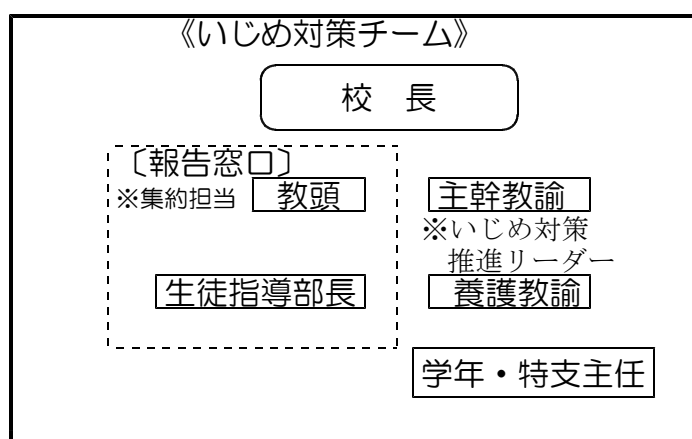
「いじめ防止対策推進法」第22条では、「学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。」と定めています。また、「国の基本方針」では、「法第22条は、学校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を実効的に行うため、組織的な対応を行うため中核となる常設の組織を置くことを明示的に規定したもの」、「組織的対応の中核として機能するような体制を、学

校の実情に応じて決定する」、「必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師、警察官経験者など外部専門家等が参加しながら対応すること」が示されています。

本校では、いじめの問題を特定の教職員で抱え込むことなく、組織的に対応することで複数の目による状況の見立てを可能にし、いじめの防止や早期発見、対処について、より実効的ないじめの問題の解決に努めることができると考えます。

そのため、法に基づき、校長をリーダーとした複数の教職員等による常設の「いじめ防止対策組織（いじめ対策チーム）」を設置します。いじめの防止については、「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画（学校いじめ防止プログラム）の作成や実施の際に、生徒や保護者の代表、地域住民の代表として学校評議員などを加えて組織を構成し、いじめへの対処等は、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、スクールサポーター（警察官経験者）などの外部専門家等を加え、組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組みます。

【学校いじめ対策組織】※「いじめ防止対策定例会議メンバー」



《その他の委員》

学校運営協議会委員・保護者・生徒・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー
 スクールサポーター・弁護士・その他の外部専門家・担任・学年主任・部活動顧問
 特別支援コーディネーター・その他の教員

(2) 学校いじめ対策組織の体制

本校では、いじめ対策組織の体制を次の通り整備し、いじめ対策組織会議を週に1回開催します。

- 生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さず、原則としてその全てを「報告窓口担当者」に報告するなど、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できる体制
- 事実関係の把握、いじめであるか否かの判断を組織的に行うことができる体制
- いじめが疑われるささいな兆候や懸念、生徒からの訴えなどを教職員が抱え込むことなく、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て報告・相談できる体制
- 当該組織に集められた情報は個別の生徒ごとに記録するなど、複数の教職員が個別に認知した情報を集約し共有できる体制

- 構成員全体の会議と日常的な「いじめ対策チーム」の会議を目的に応じて適切に開催するなど、機動的に運用できる体制
- いじめの問題に関する指導記録を保存し、生徒の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制

(3) 学校いじめ対策組織の役割

本校では、当該組織の役割に、次のことを位置付けます。

- いじめの未然防止のため、いじめが起きにくく、いじめを許さない環境づくりを行う役割
- いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- いじめの情報(いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。)があったときには「いじめ対策チーム」の緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、関係生徒に対する聴取り調査やアンケート調査により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- いじめが解消に至るまでいじめを受けた生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する役割
- いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導の体制、対応方針の決定と保護者との連携等の対応を組織的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画(学校いじめ防止プログラム)の作成・実行・検証・修正を行う役割
- 学校いじめ防止基本方針における年間計画(学校いじめ防止プログラム)に基づき、いじめの防止等の校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- 学校いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う役割(PDCAサイクルの実行を含む。)
- 学校いじめ防止基本方針の内容が、生徒や保護者、地域住民から容易に理解される取組を行う役割
- いじめを受けた生徒を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、「学校いじめ対策組織」の役割が、生徒や保護者、地域住民からも容易に理解される取組を行う役割
- 「いじめ対策チーム」の会議を含め、「学校いじめ対策組織」の会議の内容を記録し、文書管理規程の保存年限を厳守の上、整理・保管する役割

4 いじめの防止取り組み

本校では、生徒がいじめに向かわないよう、社会性や互いの人格を尊重する態度を醸成するとともに、自己有用感や自己肯定感を育む指導に努めます。また、生徒に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努め、次の取組を進めます。

(1) いじめについての共通理解

- いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議や校内研修において周知し、平素から教職員全員の共通理解を図る。
- 教育委員会が実施する「いじめ防止対策研修会」や生徒指導研究協議会等の教職員研修の成果を還元し、教職員全員の共通理解を図る。
- 全校集会や学級活動などにおいて校長や教職員が、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人権侵害であり人間として絶対に許されない」との雰囲気为学校全体に醸成する。
- いじめの未然防止に向けた授業を行うとともに、学校いじめ防止基本方針(生徒版)の作成を支援し、「学校いじめ対策組織」の存在や活動について、生徒が容易に理解できる取組を進める。
- いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、教職員への研修、生徒への指導及び保護者への啓発に計画的に取り組む。

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

- 生徒の発達段階や実態に応じた人権教育学習の実施など、学校の教育活動全体を通じた人権に関する教育の一層の充実により、多様性を理解するとともに、自分の存在と他者の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を醸成する取組を進める。
- 生徒が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命(いのち)の安全教育」の充実を図る。
- 家庭や地域と連携を図り、地域の人材、自然や歴史的風土、伝統、文化など多様な教育資源を活用して、生徒の発達の段階に応じた道徳教育の充実を図る。
- 生徒の発達段階に応じて、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操や社会性、規範意識を育むため、地域の教育資源を生かした教育活動や体験活動を推進する。
- 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。
- インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処できるよう、生徒の発達段階に応じ、プライバシーの保護や、セキュリティの必要性の理解、情報の受発信におけるエチケットの遵守など、情報化社会の中で適正に行動するための基となる考え方や態度を育成する「情報モラル教育」や、情報を活用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の実践力の育成に関する教育の充実と啓発に取り組む。

(3) いじめが生まれる背景と指導上の注意

- いじめの加害の背景には、人間関係のストレスをはじめ、学習の状況等が関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感がストレスにならないよう、一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりを推進する。
- 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長し

たりすることのないよう、指導の在り方について共通理解を図るとともに、細心の注意を払う。

- 生徒が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや、人格が尊重され安心して過ごせる集団づくりを進めるとともに、生徒の望ましい人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進する。
- 学校として「性的マイノリティ」とされる生徒に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- 「多様な背景を持つ生徒」については、日常的に、当該生徒の特性等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- 配慮を必要とする生徒の交友関係の情報を把握し、入学や進級時の学級編制や学校生活の節目の指導に適切に反映する。

(4) 自己有用感や自己肯定感を育む指導の充実

- 教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることができる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感を高める取組を推進する。
- 生徒の個性の発見、よさや可能性の伸長及び社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、生徒への挨拶、声かけ、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事を通じた個と集団への働きかけを行う。
- 自己肯定感が高まるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を設けるなどの工夫を図る。
- 自己有用感や自己肯定感、社会性などは、発達段階に応じて身に付いていくものであることを踏まえ、小・中学校間で連携した取組を進める。

5 いじめの兆候の早期発見と積極的な認知

本校では、いじめが大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、「いじめ見逃しゼロ」に向け、たとえ、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に幅広く認知します。また、日頃からの生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に生徒の情報交換を行い、情報を共有します。

本校では、いじめの早期発見のため、次の取組を進めます。

- 日常の観察や生徒との触れ合い、定期的なアンケート調査やストレスチェックの実施、学校ネットパトロールの計画的な実施、チェックシートの活用、教育相談の実施などにより、いじめの早期発見に取り組むとともに、生徒が日頃から相談しやすい雰囲気づくりを進める。
- アンケート調査実施後に、関係生徒に対する個人面談を必ず実施する。個人面談を実施することにより関係生徒がアンケートへ回答したこと等が他の生徒に推測されないよ

う面談の実施方法、時間、場所には細心の注意を払う。

- いじめの相談・通報を受け付ける校内の窓口のほか、保健室(養護教諭)や相談室(スクールカウンセラー等)の利用や関係機関の相談窓口について、ホームページ、学校便り等により周知し、いじめについて相談しやすい体制を整備する。
- 保護者用のチェックリストなどを活用し、家庭と連携して生徒を見守り、健やかな成長を支援する。

保護者は、日頃から家庭において、その保護する生徒との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、生徒に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努めることが大切です。いじめの兆候の早期発見のため、次のシートを活用することも効果的です。

【朝（登校前）】

- ☐ 朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- ☐ 朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- ☐ 遅刻や早退がふえた。
- ☐ 食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。

【夕（下校後）】

- ☐ ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- ☐ 勉強しなくなる。集中力がない。
- ☐ 家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- ☐ 遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- ☐ 親しい友だちが遊びに来ない。遊びに行かない。

【夜（就寝前）】

- ☐ 表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ☐ ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- ☐ 学校や友だちの話題がへった。
- ☐ 自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- ☐ パソコンやスマホをいつも気にしている。
- ☐ 理由をはっきり言わないアザや傷跡がある。

【夜間（就寝後）】

- ☐ 寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- ☐ 学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- ☐ 教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- ☐ 服がよごれていたり、やぶれていたりする。

いじめ発見・見守りチェックリスト

年 組 記入者 【記入日 月 日】

次の項目に該当する生徒がいる場合は、横に名前を記載してください。

日常の行動や様子等

生徒氏名

- | | | |
|--|---|---|
| ☐ 遅刻・欠席・早退が増えた。…………… | [|] |
| ☐ 保健室などで過ごす時間が増えた。又は、すぐに保健室に
行きたがる。…………… | [|] |
| ☐ 用もないのに職員室や保健室の付近でよく見かける。又は
訪問する。…………… | [|] |
| ☐ 教職員のそばにいたがる。…………… | [|] |
| ☐ 登校時に、体の不調を訴える。…………… | [|] |
| ☐ 休み時間に一人で過ごすことが多い。…………… | [|] |
| ☐ 交友関係が変わった。…………… | [|] |
| ☐ 他の子の持ち物を持たされたり、使い走りをさせられたり
する。…………… | [|] |
| ☐ 表情が暗く（さえず）、元気がない。…………… | [|] |
| ☐ 視線をそらし、合わそうとしない。…………… | [|] |
| ☐ 衣服の汚れや傷み等が見られる。…………… | [|] |
| ☐ 持ち物や掲示物等にいたずらされたり、落書きされたり、
隠されたりする。…………… | [|] |
| ☐ 体に擦り傷やあざができてることがある。…………… | [|] |
| ☐ けがをしている理由を曖昧にする。…………… | [|] |

授業や給食の様子

生徒氏名

- | | | |
|---|---|---|
| ☐ 教室にいつも遅れて入ってくる。…………… | [|] |
| ☐ 学習意欲が減退したり、忘れ物が増えたりしている。…… | [|] |
| ☐ 発言したり、褒められたりすると冷やかしかからかいがある。 | [|] |
| ☐ グループ編成の際に、所属グループが決まらず孤立する。 | [|] |
| ☐ グループを編成すると机を離されたり避けられたりする。 | [|] |
| ☐ 食事の量が減ったり、食べなかったりする。…………… | [|] |

清掃や放課後の様子

生徒氏名

- | | | |
|--|---|---|
| ☐ 清掃時間に一人だけ離れて掃除している。…………… | [|] |
| ☐ ゴミ捨てなど、人の嫌がる仕事をいつもしている。…… | [|] |
| ☐ 一人で下校することが多い。…………… | [|] |
| ☐ 一人で部活動の準備や後片付けをしている。…………… | [|] |
| ☐ 部活動を休み始め、急に部活動を辞めたいなどと言い出す。 | [|] |
| ☐ 部活動の話題を避ける。…………… | [|] |

家庭用 子どもの様子チェックリスト

子どもの中には、家族に心配をかけたくないという思いから、いじめられていることを打ち明けられないお子さんもいます。しかし、必ずと言ってよいほど兆候が見られます。

いじめを早期に発見するため、次の項目を参考にチェックしてみてください。

登校するまでの様子

- ☐ 朝、なかなか起きてこない。
- ☐ いつもと違って、朝食を食べようとしない。
- ☐ 疲れた表情をしている。ぼんやりとしている。ふさぎこんでいる。
- ☐ 登校時間が近づくと、頭痛や腹痛、発熱、吐き気など体調不良を訴えて登校を渋る。
- ☐ 友達の荷物を持たされている。
- ☐ 一人で登校（下校）するようになる。遠回りをして登校（下校）するようになる。
- ☐ 途中で家に戻ってくる。

日常における家庭生活の変化

- ☐ 服の汚れや破れ、身体にあざや擦り傷があっても理由を言いたがらない。
- ☐ すぐに自分の部屋に駆け込み、なかなか出てこない。外出したくない。
- ☐ いつもより帰宅が遅い。
- ☐ 電話に出たがらない。
- ☐ お金の使い方が荒くなったり、無断で家から持ち出すようになったりする。
- ☐ 成績が下がり、書く文字の筆圧が弱くなる。
- ☐ 食欲がなくなる。ため息をつくことが多くなる。なかなか寝付けない。

持ち物の変化

- ☐ 持ち物などが壊されている。道具や持ち物に落書きがある。
- ☐ 学用品や持ち物がなくなっていく。買い与えた覚えのない品物を持っている。

友人関係の変化

- ☐ 遊んでいる際、友達から横柄な態度をとられている。友達に横柄な態度をとる。
- ☐ 友達の話をしなくなったり、いつも遊んでいた友達と遊ばなくなったりする。
- ☐ 友達から頻繁に電話がかかってきて外出が増える。メールや SNSなどを気にする。
- ☐ いじめの話をすると強く否定する。

家族との関係の変化

- ☐ 親と視線を合わせない。
- ☐ 家族と話をしなくなる。学校の話をしなくなる。
- ☐ 親への反抗や弟や妹をいじめる、ペットや物にやつあたりする。

お子さんの様子について気になることがありましたら、教職員にお知らせください。スクールカウンセラーに相談することもできます。遠慮なくご連絡ください。

旭川市立愛宕中学校電話 0166-34-9090

主な相談窓口

☐旭川市子どもＳＯＳ電話相談（いじめ・不登校）

<電話番号> 0120-126-744（いじめなしよ）

<受付時間> 平日 8:45～17:15（祝日，年末年始を除く）

◆少年サポートセンター「少年相談１１０番」（北海道警察）

<電話番号> 0120-677-110

<受付時間> 平日 8:45～17:30

◆子どもの人権１１０番（旭川地方法務局）

<電話番号> 0120-007-110（ゼロゼロなな の ひゃくとおばん）

<受付時間> 平日 8:30～17:15

◆旭川法務少年支援センター（旭川少年鑑別所）

<電話番号> 0166-31-5511

<受付時間> 平日 9:00～17:00

◆法テラス旭川

<電話番号> 050-3383-5566 <受付時間> 平日 9:00～17:00

◆◆上川教育局相談電話

<電話番号> 0166-46-5243

<受付時間> 平日 8:45～17:30

◆子ども相談支援センター（北海道教育委員会）

<電話番号> 0120-3882-56

0120-0-78310（24時間子供ＳＯＳダイヤル）

<受付時間> 毎日24時間 <メール相談> sodan-center@hokkaido-c.ed.jp

◆北海道いのちの電話（社会福祉法人北海道いのちの電話）

<電話番号> 011-231-4343

<受付時間> 毎日24時間

◆おなやみポスト（北海道教育委員会）

<Webサイト> <https://www2.pref.hokkaido.lg.jp/hk/ssa/kodomo-sos/>



◆スクールカウンセラーへの相談も受け付けております。

事前に都合の良い日時をお知らせください。

旭川市立愛宕中学校

TEL 0166-34-9090

6 いじめへの迅速かつ適切な対処

本校では、いじめの発見又は通報を受けた場合、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、直ちに「学校いじめ対策組織」において情報を共有し、適切なアセスメントに基づき、迅速かつ組織的に対応します。いじめを受けた生徒を守り通し傷ついた心のケアを行うとともに、いじめを行った生徒に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。

(1) いじめの発見・通報を受けたときの対応

- 遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その行為を止めさせる。
- 生徒や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。
- いじめを受けた生徒やいじめを知らせた生徒の安全を確保する。
- 発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、「学校いじめ対策組織」に直ちに情報を共有する。その後は当該組織が中心となり、速やかに関係生徒から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。
- いじめを受けたとされる生徒が関係生徒への事実確認を望まない場合や、関係生徒から聴き取りした内容に齟齬がある場合など、いじめの行為の認定に至らないときであっても、いじめを受けたとされる生徒の立場に立っていじめ事案として積極的に認知し、関係生徒の見守り等を行う。
- いじめと認知した場合は、いじめを受けた生徒及び保護者の意向、当該生徒の心身の苦痛の程度、いじめの行為の重大性等を踏まえ、「学校いじめ対策組織」において、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを決定し、いじめの解消に至るまで組織的かつ継続的に支援や指導を行う。
- いじめ事案やいじめの疑いのある事案は、認知の有無にかかわらず、全ての事案についていじめを受けたとされる生徒の保護者に連絡するとともに、教育委員会に報告する。
- インターネットやSNS等に不適切な書き込みを発見した場合は、保護者との協力、連携の下、速やかに削除を求めるなどの措置を講じるとともに、必要に応じて、関係機関に適切な援助を求める。
- いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた生徒の生命や安全を守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応する。
- 生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察等関係機関と連携し、適切な援助を求める。

(2) いじめを受けた生徒及びその保護者への支援

- いじめを受けた生徒から、事実関係の聴取を迅速に行う。その際、自尊感情を高めるよう留意する。
- 家庭訪問等により、その日のうちに当該保護者に事実関係を伝える。
- いじめを受けた生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該生徒の見守りを行うなど、いじめを受けた生徒の安全を確保する。
- いじめを受けた生徒にとって信頼できる人(親しい友人や教職員、家族、地域の人等)と連携

し、いじめを受けた生徒に寄り添い支える体制をつくる。

○いじめを受けた生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じて、いじめを行った生徒や保護者の理解の下でいじめを行った生徒を別室において指導するなど、いじめを受けた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。

○いじめを受けた生徒の保護者に対して、当該生徒が安心して学校生活を送れるようにするための支援策について丁寧に説明し、理解を得るとともに、当該生徒の学校生活の様子や支援策に取り組んだ結果の改善状況等について定期的に情報提供する。

○いじめを受けた生徒が登校できない状況となっている場合は、学校生活への復帰に向けた支援や学習支援を行い、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て対応する。

○状況に応じて、スクールサポーター(警察官経験者)など外部専門家の協力を得て対応する。

(3) いじめを行った生徒への指導及びその保護者への助言

○いじめを行ったとされる生徒からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールサポーター(警察官経験者)など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめを止めさせ、その再発を防止する措置をとる。

○事実関係の確認後、迅速に当該保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

○いじめを行った生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

○いじめを行った生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

○生徒の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。

(4) いじめが起きた集団への働きかけ

○いじめを傍観していた生徒に、自分の問題として捉えさせ、いじめを止めさせることはできない場合でも、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。

○はやしたてるなど同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。

○学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという意識を深める。

(5) 性に関わる事案への対応

○他の事案と同様に、「学校いじめ対策組織」において、組織的にいじめであるか否かの判断を行うとともに、生徒のプライバシーに配慮した対応を行う。

○事案の対応に当たっては、管理職や関係教職員、養護教諭等によるチームを編制し、生徒に対して同性の教職員や話しやすい教職員が対応するなど、適切な役割分担を行う。

○チーム内のみで詳細な情報を共有し、情報管理を徹底する。

○事案に応じて、スクールカウンセラーを含めたチームで対応するとともに、医療機関や児童相談所等の関係機関との連携を図る。

○犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた生徒の生命や安全を守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応する。

(6) 関係児童生徒が複数の学校に在籍する事案への対応

○学校間で対応の方針や具体的な指導方法に差異が生じないように、窓口である教育委員会から、対応への指導・助言を受けるとともに、学校相互間の連携協力を行います。

《保護者の役割》

○保護者は、その保護する生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを受け止め、心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、生徒の心情等を十分に理解し、対応するよう努めることが大切です。

○保護者は、その保護する生徒がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、生徒が同じ過ちを繰り返さないよう、生徒を見守り支えることが大切です。

7 いじめの解消

次の2つの要件が満たされている場合、解消と判断します。

○いじめに係る行為の止んでいる状態が、目安として少なくとも3か月止んでいる状態が、継続していること。

○いじめを受けた生徒本人及びその保護者に対し、面談等を行った結果、いじめを受けた生徒が、心身の苦痛を感じていないと認められること。

また、いじめが解消に至っていない段階では、いじめを受けた生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保します。さらに、いじめが解消した状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、生徒について、日常的に注意深く観察します。

8 家庭や地域 団体との連携

本校では、地域や団体と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

○学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画(学校いじめ防止プログラム)の作成・実施・検証・修正に当たっては、保護者や生徒の代表、地域住民などの参画を得て進めるよう取り組む。

○学校いじめ防止基本方針を学校のホームページに掲載したり、学校便りに記載し配付したりするなどして、生徒、保護者や地域住民が学校いじめ防止基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講じる。

○学校いじめ防止基本方針の内容やいじめを発見した時の連絡相談窓口については、入学時・各年度の開始時に資料を配付するなどして、生徒、保護者、関係機関に説明する。また、年度途中の転入があった場合には、同様に当該生徒及びその保護者に説明する。

- いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、法に基づき、学校として警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して説明する。

9 関係機関との連携

本校では、関係機関と連携して、いじめの防止等に関する取組を実施します。

- いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為を把握した際には、被害を受けた生徒の生命や安全を守ることを最優先とし、法第23条第6項に基づき、ためらうことなく直ちに警察に相談・通報し、連携して対応する。
- いじめへの対処に当たっては、必要に応じて、「学校いじめ対策組織」に、スクールカウンセラー、スクールサポーター(警察官経験者)等の外部専門家を加えて対応する。
- 相談機関との連携については、管理職が窓口となり、個人情報保護に配慮しながら、いじめの早期発見のための貴重な情報と受け止めて適切に対応するとともに、対応の状況や結果について教育委員会に報告する。

10 いじめの重大事態への対応

いじめの重大事態が発生した場合、法及び国の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」に基づき速やかに対処するとともに、事実関係を明確にする調査を行い、同種の事態の発生防止に取り組みます。

(1) 重大事態の発生と緊急対応

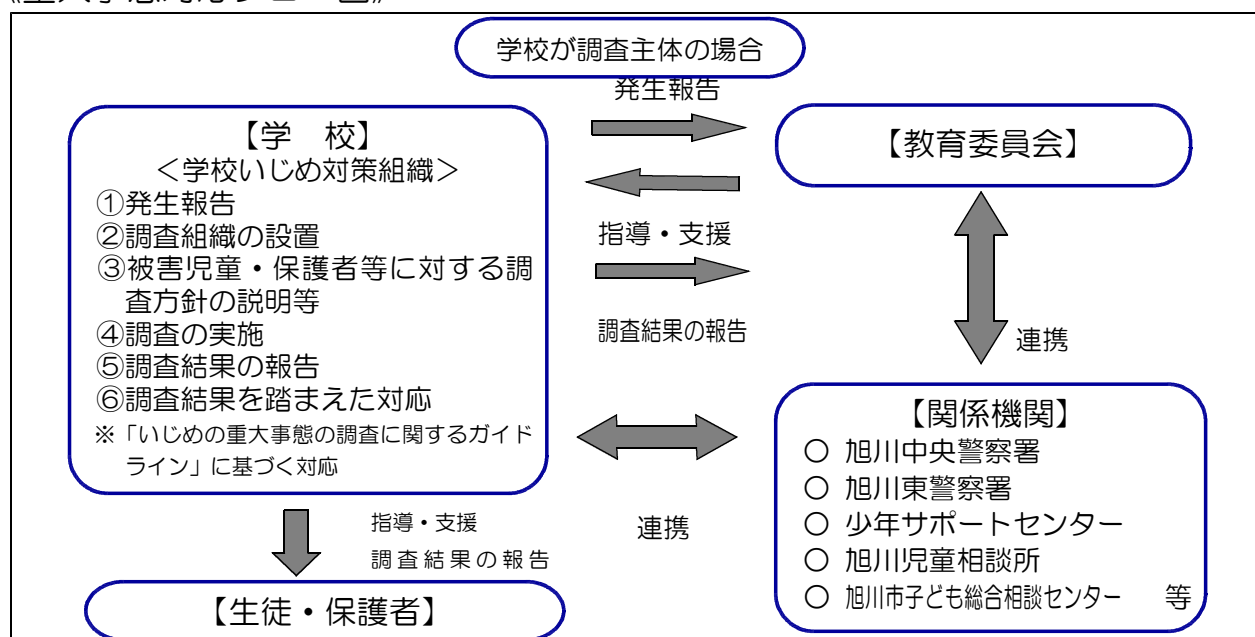
- 重大事態に該当する疑いがある事案を把握した場合、速やかに教育委員会に相談する。特に、法第28条第1項第2号に該当する重大事態(以下「不登校重大事態」という。)の疑いがある場合、不登校重大事態における欠席の相当の期間は年間30日が目安となるが、欠席期間が30日に到達する前から教育委員会に報告・相談する。
- 重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告する。
- いじめを受けた生徒や保護者に寄り添う担当者を配置し、支援等に取り組むとともに、いじめを行った生徒に対し、内省を図るなど再発防止に向けた計画的な指導を行う。

(2) 学校による調査

教育委員会が、学校を調査の主体とすると判断した場合、法第28条第1項に基づき、既存の「学校いじめ対策組織」を母体として、当該重大事態の性質に応じた適切な専門家を加えた組織において、調査等を実施します。

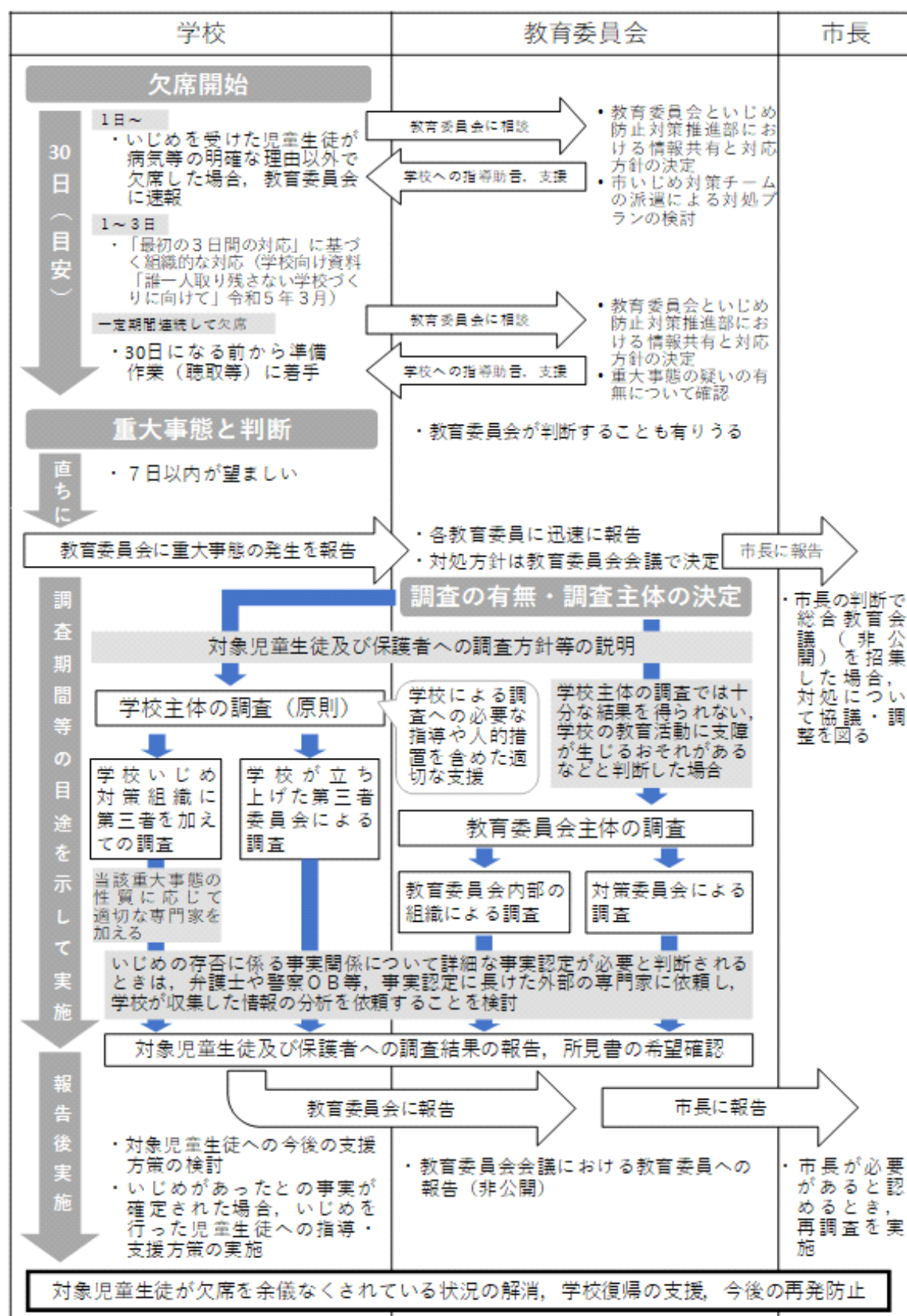
。

《重大事態対応フロー図》



(3) 不登校重大事態に係る対応

不登校重大事態に係る対応フロー



11 学校いじめ防止基本方針の見直しと好評

本校では、教育委員会が作成する学校いじめ防止基本方針〈策定の指針〉等の改定や、自校のいじめの防止等の取組状況を踏まえて、毎年度、学校いじめ防止基本方針の点検・見直しを図ります。また、学校いじめ防止基本方針を策定又は変更したときは、速やかにこれを学校ホームページに掲載するなどして公表するとともに、学校便り等を活用し、周知を図ります。さらに、入学式や参観日等の様々な機会を活用して、学校いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策について説明します。

12 学校いじめ防止プログラム

※別紙（次ページ）参照

早期発見・事案対処マニュアル

【いじめの把握・報告】

<いじめの把握>

- いじめを受けた児童・生徒や保護者
- 学級担任
- 児童生徒アンケート調査や教育相談
- 学校以外の関係機関や地域住民
- 周囲の児童・生徒や保護者
- 養護教諭等学級担任以外の教職員
- スクールカウンセラー（SC）
- その他

<いじめの報告>

- 把握者→（学級担任等）→教頭・生徒指導担当者（報告窓口・集約窓口）→校長

いじめ防止対策委員会の開催

【事実確認及び指導方針等の決定（いじめ防止対策委員会）】

- 事実関係の把握（指導方針・指導方法・役割分担の決定）
- いじめ認知の判断
- いじめ対処プランの作成
- 全教職員による共通理解
- SCや関係機関との連携の検討

【教育委員会への報告】

【いじめ防止対策委員会による対処】

- いじめを受けた児童・生徒及び保護者への支援
- いじめを行った児童・生徒及び保護者への指導・助言
- 周囲の児童・生徒への指導
- スクールカウンセラーの派遣要請
- 関係機関との連携（教育委員会、旭川市子ども総合相談センター、旭川児童相談所、警察等）

	いじめを受けた児童・生徒	いじめを行った児童・生徒	周囲の児童・生徒
学 校	☐ 組織体制を整え、いじめを止めさせ、安全確保及び再発を防止し、徹底して守り通す。 ☐ いじめの解消の要件に基づき、対策組織で継続して注視するとともに、自尊感情を高める等、心のケアと支援に努める。	☐ いじめは、 <u>他者の人権を侵す行為であり、絶対に許されない行為であることを自覚させる等、謝罪の気持ちを醸成させる。</u> ☐ 不満やストレスを克服する力を身に付けさせる等、いじめに向かうことのないよう支援する。	☐ いじめを傍観したり、はやし立てたりする行為は許されないことや、発見したら周囲の大人に知らせることの大切さに気付かせる。 ☐ 自分の問題として捉え、いじめをなくすため、よりよい学級や集団をつくることの大切さを自覚させる。
家 庭	☐ 家庭訪問等により、 <u>その日のうちに迅速に事実関係を説明する。</u> ☐ 今後の指導の方針及び具体的な手立て、対処の取組について説明する。	☐ 迅速に事実関係を説明し、家庭における指導を要請する。 ☐ 保護者と連携して <u>以後の対応を適切に行えるよう協力を求めるとともに継続的な助言を行う。</u>	☐ いじめを受けた生徒及び保護者の意向を確認し、教育的配慮の下、個人情報に留意しながら、必要に応じて今後の対応等について協力を求める。

- いじめ対策組織におけるいじめの解消の判断（※解消の要件についてはP12参照）

【再発防止に向けた取組】

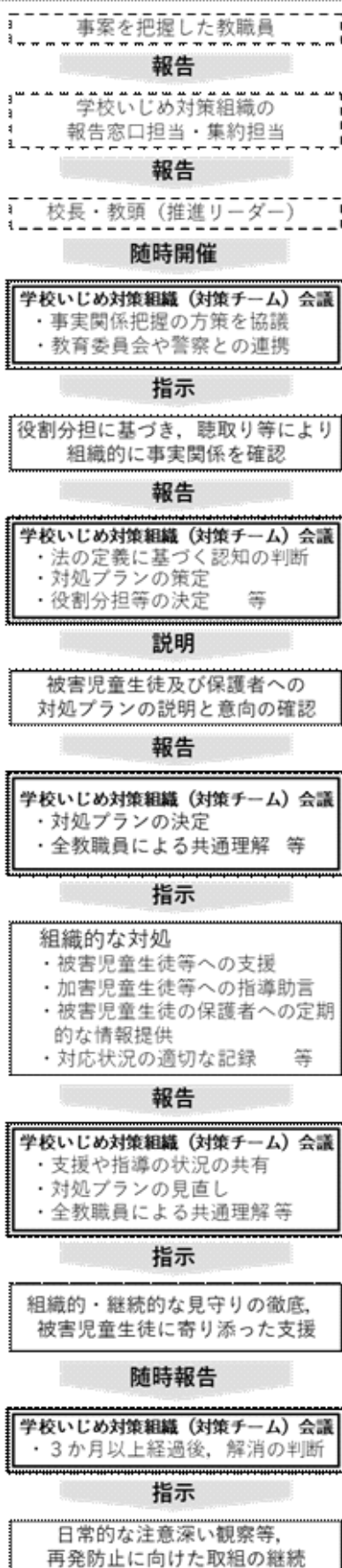
- | | | |
|--|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ○ 原因の詳細な分析 <ul style="list-style-type: none"> □事実の整理、指導方針の再確認 □スクールカウンセラーなど外部の専門家等の活用 ○ 学校体制の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> □生徒指導体制の点検・改善 □教育相談体制の強化 □児童生徒理解研修や事例研究等、実践的な校内研修の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 教育内容及び指導方法の改善・充実 <ul style="list-style-type: none"> □児童生徒の居場所づくり、絆づくりなど、学年・学級経営の充実 □道徳の時間の充実等、児童生徒の豊かな心を育てる指導の工夫 □分かる授業の展開や認め励まし伸ばす指導、自己有用感を高める指導など、授業改善の取組 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 家庭、地域との連携強化 <ul style="list-style-type: none"> □教育方針等の情報提供や教育活動の積極的な公開 □学校評価におけるいじめの問題の取組状況や達成状況の評価 □児童生徒のPTA活動や地域行事への積極的な参加による豊かな心の醸成 |
|--|---|--|

いじめ事案対応フロー

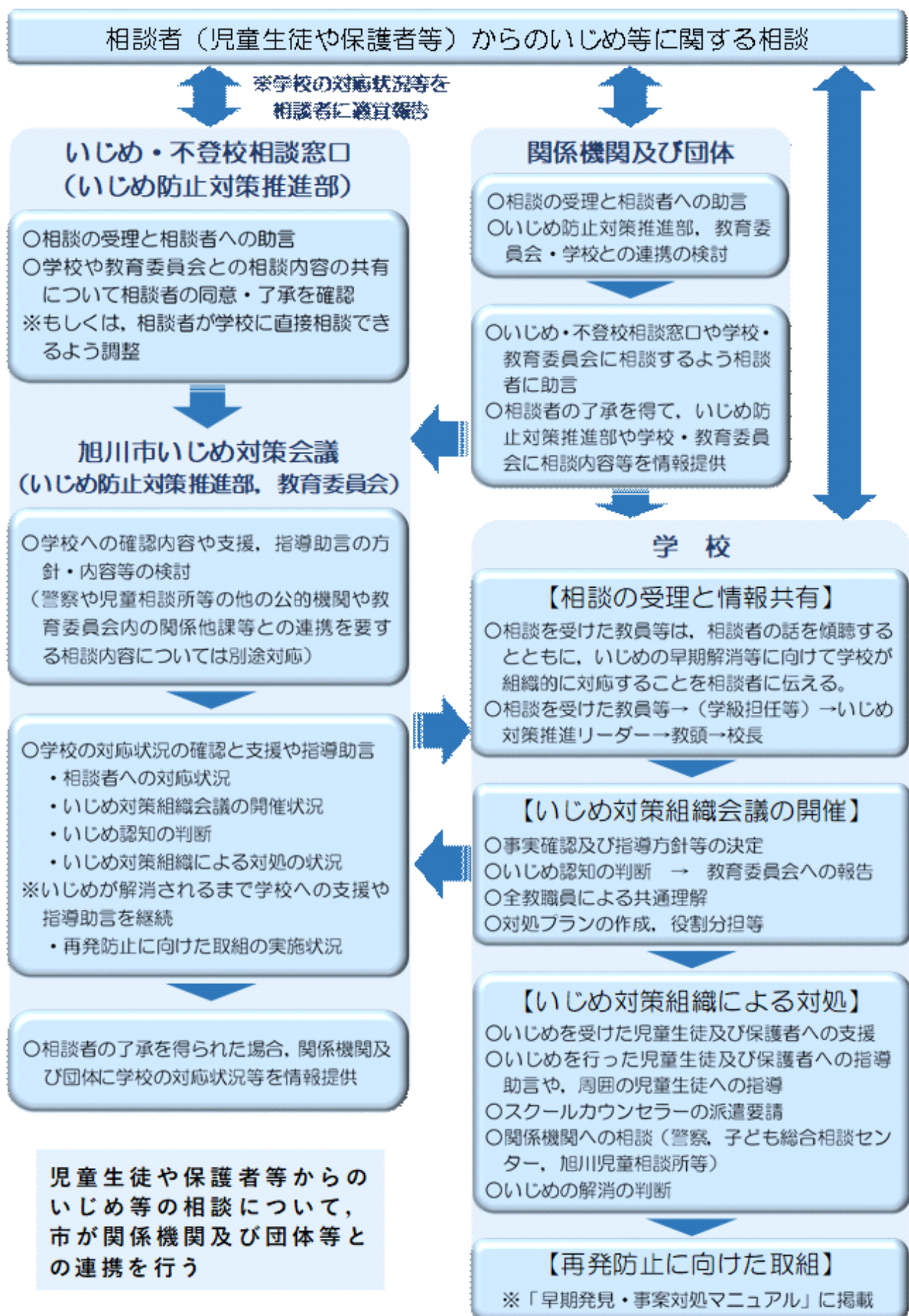
事案の把握から認知まで

認知後の対応

解消とその後の見守り



いじめ等に関する相談対応フロー



V 学校いじめ防止プログラム2025版

は、未然防止の取組

は、早期発見の取組

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
教職員	○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校いじめ防止基本方針の学校ホームページでの公開 ・児童(生徒)、保護者への説明内容の検討	○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修(1)の内容の検討及び準備、運営 ・いじめ撲滅集会の計画及び運営 ・いじめ・非行防止強調月間の取組の検討	○学校いじめ防止対策組織会議 ・ほっとの実施方法の確認 ・アンケートの集計、分析	○学校いじめ防止対策組織会議 ・1学期の取組の点検・評価 ・2学期の重点の検討	○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修(3)の内容検討及び準備、運営 ・ほっと各種調査の結果の分析	○学校いじめ防止対策組織会議 ・旭川市生徒指導研究協議会の内容についての選流 ・前期の取組についての点検・評価 ・いじめ・非行防止強調月間の取組の検討
	○児童(生徒)に関わる学校	○校内研修(1) ・児童(生徒)理解研修① ・自己肯定感や自己有用感を高		○児童(生徒)に関わる学校		
	○ふれ合い活動の推進(通年)	○いじめ非行防止強調月間・・・生徒会委員会による挨拶運動・教育相談・いじめ防止基本方針の確認/配付/周知・道徳授業の活用 生命の安全教育「いじめから人権を守る教育/SNSの適切な利用に関わる学習 中学1年生生徒保護者対象「CAPあさひかわ」の案内		○講師を招いて、いじめや命についての講話 ※小学校やPTAと連携を図っての取組		
	○学校ネットパトロール(毎月実施)	○教育相談①	○市教委いじめに関する実態調査①		○「旭川市生徒指導研究協議会」への参加	
児童生徒	○学校いじめ防止基本方針の説明	○教育相談 生徒アンケート調査① ○いじめに関する生徒アンケート調査①	○各種調査の実施	○生活・学習Actサミットへの参加(中学校)		○いじめ防止の理解を深める学習(学級活動・道徳の時間)
	○学習及び生活の基礎づくり ・学習規律、学習習慣 ・基本的な生活習慣 等	○遠足(1・2年) ○修学旅行(3年)	○中連生活部6月研修会の参加(中学校)	○いじめ・非行防止強調月間①		
	○学級活動・道徳におけるいじめ防止の理解を深める学習①	○ネット安全教室の実施		○校内体育大会 ・学級集団の団結力の高まり		
	○いじめ相談窓口の周知 ・校内の窓口 ・「子ども版市長への手紙」 ・子ども総合相談センター 等	○いじめ非行防止強調月間・・・生徒会委員会による挨拶運動・教育相談・いじめ防止基本方針の確認/配付/周知・道徳授業の活用 生命の安全教育「いじめから人権を守る教育/SNSの適切な利用に関わる学習 中学1年生生徒保護者対象「CAPあさひかわ」の案内				
家庭・地域	○保護者懇談会 ・学校いじめ防止基本方針の説明 ・インターネット上のいじめの防止に関わる啓発	○ネット安全教室への保護者の参加呼びかけ		○1学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより	○「旭川市生徒指導研究協議会」への保護者の参加呼びかけ	
	○学校いじめ防止基本方針	○参観日における「いじめ」をテーマとした道徳の授業公				
	○チェックリストの活用(通年)	○いじめ非行防止強調月間 中学1年生保護者対象「CAPあさひかわ」の案				
	○いじめに関わる情報収集(通年)	○学校評議員会 ・学校いじめ防止基本方針等の説明				

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
教職員	○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修(4)の内容の検討及び準備、運営 ・後期の重点的な取組 ○校内研修(2) ・児童(生徒)理解研修② ○校下小中学校との連携 ○教育相談②	○学校いじめ防止対策組織会議 ・アンケート調査の取りまとめ及び結果の分析 ・学校評価における点検項目についての検討 ○児童(生徒)に関わる学校 ○市教委いじめに関する実態調査②	○学校いじめ防止対策組織会議 ・2学期の取組の点検・評価 ・3学期の重点の検討 ○学校評価 ・いじめの防止等に関わる取組についての点検	○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校評価の結果の分析 ・いじめ防止に係る学年集会の内容の検討 ○校下小中学校との連携 ・第2回愛宕地区児童生徒健全育成推進協議会	○学校いじめ防止対策組織会議 ・校内研修(5)の内容の検討及び準備、運営 ・1年間の取組についての点検・評価 ○校内研修(3) ・インターネット上で行われるいじめへの対応 ○市教委いじめに関する実態調査③	○学校いじめ防止対策組織会議 ・学校評価等を踏まえた、学校いじめ防止基本方針等の見直し ・新年度における学校いじめ防止プログラムの作成 ○校下小中学校との連携 ・進学に伴う情報交換 等
児童生徒	○教育相談 生徒アンケート調査② ○生活・学習Actサミットを受けた小・中学校連携した取組の実施 ○宿泊研修(2年) ・学級集団の団結力の高まり	○いじめに関する生徒アンケート調査② ・いじめ根絶(ふれあい)集会	○中連生活部12月研修会における取組の報告	○学年集会の実施 ・いじめ防止に係る取組 等	○いじめに関する生徒アンケート調査③ ストレスチェック ○いじめ・非行防止強調月間② ○講演会の実施 ・外部講師による豊かな心を育む講演会	
家庭・地域			○2学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・参観日 等 ○学校評議員会による授業参観と情報交流	○学校評議員会 ・1年間の取組状況の説明 ・次年度の学校いじめ防止基本	○講演会への保護者の参加呼びかけ ○学校関係者評価の実施 ○学校評議員会	○3学期の取組の状況等についての公表 ・学校だより ・参観日 等

いじめの発見・観察ポイント（保護者用）

いじめが発見されにくい原因の一つは、お子様が、保護者に心配をかけたくない、いじめられていることが恥ずかしい、いじめを告白するとさらに状況が悪くなるなどと考え、事実を隠そうとすることにあります。

しかし、いじめられているお子様の言動には、何かしら変化が表れます。普段の様子を丁寧に観察していれば、いじめの兆候を見付けることが可能です。

次の観察ポイントを参考に、少しでも気になることがあれば、担任の先生や学年の先生などに相談してください。

第1段階 観察しましょう

- ☐「行ってきます」「ただいま」などの声に元気がない。
- ☐兄弟姉妹に乱暴な態度をとる。
- ☐保護者への反発が強くなる。
- ☐食欲がない。
- ☐寝言などでうなされることがある。
- ☐勉強に身が入ってないように見える。
- ☐帰宅時に洋服が汚れていたり、破れていたりする。
- ☐最近、よく物をなくす。
- ☐学校のことを尋ねると「別に」「普通」などと言い、具体的に答えない。
- ☐メールやブログ等を今まで以上に気にする。
- ☐友達から呼び出される。
- ☐頭痛、腹痛を訴え、登校を渋る。
- ☐学校のノートや教科書を見せたがらない。（＊教科書への落書き、破れ）
- ☐保護者の前で宿題をやろうとしない。（＊プリントへの落書き、破れ）
- ☐学校行事に来ないでほしいと言う。
- ☐学校からのプリントを見せない。
- ☐放心状態でいることがよくある。
- ☐何もしていない時間が多い。
- ☐倦怠感、疲労、意欲の低下が見られる。
- ☐無理に明るく振る舞っているように見える。

第2段階 いじめられている可能性を疑い、学校に相談しましょう

- ☐ 「行ってきます」「ただいま」を言わない。
- ☐ 気分の浮き沈みが激しい。
- ☐ 兄弟姉妹にあたるが増える。
- ☐ 理由もなくイライラする。
- ☐ 食欲が無くなり、家族と一緒に食事をしない。
- ☐ 成績やテスト結果が急に下がる。
- ☐ 制服や衣服の汚れが顕著になる。
- ☐ 物がなくなる理由を聞いても「分からない」と反発する。
- ☐ 学校のことを詳しく、具体的に聞こうとすると怒る。
- ☐ メールやブログ等を見ようとししない。
- ☐ いたずら電話がよくかかってくる。
- ☐ ちょっとした音に敏感になる。
- ☐ 友人からの電話に「ドキッ」とした様子を見せる。
- ☐ 親に聞かれないようにひそひそ電話が多くなる。
- ☐ 学校や友達の話題を避けるようになる。
- ☐ 持ち物への落書きがある。
- ☐ 衣服、制服、靴などを親の知らないところで自分で洗う。
- ☐ 原因不明の頭痛、腹痛、吐き気、食欲低下等の身体症状が見られる。
- ☐ 登校を渋る。
- ☐ 身体を見せたがらない。
- ☐ 外に出たがらない。外に出たときに周囲を気にする。

第3段階 学校と連絡を取り合って対応しましょう。

- ☐ 急に誰かを罵ったりする。
- ☐ かばんの中に悪口が書かれた手紙や紙切れがある。
- ☐ 身体に理由のはっきりしない傷跡があり、隠そうとする。
- ☐ 身体にマジックによるいたずらがある。
- ☐ 急に友達関係が変わる。
- ☐ 友達から頻繁に呼び出される。
- ☐ 学校と家庭で話す内容に食い違いがある。
- ☐ 悪夢を見ているようで夜中に起きることがある。
- ☐ 部活動を休むことが多くなり、急にやめると言い出す。
- ☐ 学校を転校したいと言い出す。
- ☐ 金遣いが荒くなったり、保護者の金を持ち出したりするようになる。
- ☐ 以前では考えられないような非行行動が見られる。
- ☐ 自傷行為（リストカット等）に及ぶことがある。
- ☐ 日記等に自己の存在を否定するような文言が見られる。